

桜美林大学後援会規約

(名称)

第1条 本会は、桜美林大学後援会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、東京都町田市常盤町3758番地学校法人桜美林学園内に置く。

(目的)

第3条 本会は、桜美林大学（以下、「大学」という。）とその学生の家庭及び社会との関係を密接にし、大学の教育活動を支援するとともに、その発展に寄与することを目的とする。

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、大学在籍学生の保護者またはこれに準ずる者とする。

(役員)

第5条 本会に以下の役員を置く。会長は大学長が任命する。副会長は、会長が指名し、大学長が承認する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は以下のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は会長仕事を代行する。

(役員会)

第7条 本会に役員会を置き、役員および委員をもって組織する。

(役員会の業務)

第8条 役員会の業務は以下のとおりとする。

(1) 大学ホームページあるいは大学発行の「J. F. Oberlin Tokyo」に、会員に対する通知・報告等の業務を行うこと。

(2) 役員を大学と協議し、選任すること。

(3) 事業計画を決定すること。

(4) (3)に係わる事業について、大学と協議の上、必要とされる経費の申請をすること。

(5) その他、本会の重要な活動方針を決定すること。

(6) 役員は以下の書類を作成し、大学の承認を得た後、これを「J.F.Oberlin Tokyo」および大学ホームページに掲載し、これらの書類の要旨を全員に通知しなければならない。

ア. 事業計画

イ. 事業報告

(役員会の開催)

第9条 役員会は、適宜大学と協議し開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを開催することができる。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長

の1人が、会長の指名または副会長間の互選によりこれに当たる。

(支部委員)

第10条 支部委員は役員と大学とで協議し、選任する。

2 本会の各支部に支部長または委員を置くことができる。

3 支部委員は各支部10名以内とし、大学が必要と判断した場合は、これを増員することができる。

(支部委員の任務)

第11条 委員の任務は以下のとおりとする。

(1) 支部委員は、会長または大学の要請に応じ、会務をサポートする。

(2) 支部委員は、役員が必要と判断した場合、役員会に出席することができる。

(支部委員の任期)

第12条 支部委員の任期は学生の入学年度より最長4年間とする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は学務部学生課が行う。

事務局長は学務部学生課 課長が行う。

(事務局の業務)

第14条 事務局の業務は以下のとおりとする。

(1) 本会の会務をサポートする。

(2) 役員会に出席し運営補助を行う。

(規約の改廃)

第15条 本規約の改廃は、大学と協議の上、役員会の決議による。

附則

附則 1 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附則 2 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附則 3 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附則 4 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附則 5 この規約は、平成15年6月7日から施行する。

附則 6 この規約は、平成16年6月5日から施行する。

附則 7 この規約は、平成16年9月4日から施行する。

附則 8 この規約は、平成17年6月18日から施行する。

附則 9 この規約は、平成18年4月22日から施行する。

附則 10 この規約は、平成19年5月19日から施行する。

附則 11 この規約は、平成21年5月16日から施行する。

附則 12 この規約は、平成22年5月15日から施行する。

附則 13 この規約は、2011年5月28日から施行する。

附則 14 この規約は、2015年4月1日から施行する。

附則 15 この規約は、2020年4月1日から施行する。

附則 16 この規約は、2021年4月1日から施行する。

附則 17 この規約は、2022年4月1日から施行する。

附則 18 この規約は、2022年9月24日から施行する。